

○水防団条例

制 定 昭 35. 4.20 条例 5
最近改正 平 24.12.20 条例 11

(目 的)

第 1 条 この条例は、淀川左岸水防事務組合水防団（以下水防団という。）の組織、水防団長及び水防団員（以下団長及び団員という。）の定員、任免、服務並びに給与に関する事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 水防団は、次に掲げる団長及び団員をもって組織する。

- (1) 団 長
 - (2) 副 団 長
 - (3) 分 団 長
 - (4) 副分団長
 - (5) 部 長
 - (6) 班 長
 - (7) 班 員
- (定 員)

第 3 条 団長及び団員の定数は、別表のとおりとする。

(任 免)

第 4 条 団長及び副団長は、管理者が任免する。

- 2 その他の団員は、管理者の承認をえて団長が任免する。
- 3 前項の団員の任用基準については、管理者が定める。

(任 期)

第 5 条 団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 団長、副団長、分団長及び副分団長は、任期満了後でも後任者が就職するまで在任する。
- 3 補欠により任命された団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 新たに任命された副団長、分団長及び副分団長の任期は他の副団長、分団長及び副分団長の任期に従う。

(服 務 規 律)

第 6 条 団長は、管理者の命により、其の他の団員は、団長の召集によって出務するものとする。

- 2 団長、副団長ともに事故のため職務に従事することができないときは、管理者において臨時代理者を定める。
- 3 分団長、副分団長ともに事故のため職務に従事することができないときは、団長において所属部長のうちから臨時代理者を定めて管理者に報告しなければならない。
- 4 団長及び団員が職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠りその他団長及び団員たる

にふさわしくない非行があったときは、管理者はその者に対し、戒告又は免職の処分をすることができる。

第 7 条 水防団は消防機関と相互緊密な連携の下に水防に従事しなければならない。

2 洪水、津波又は高潮に際し消防機関又は水防団が応援のため出動したときは、応援者は応援を求めた者の所轄のもとに行動しなければならない。

第 8 条 団長及び団員は、常に気象通報に注意し水防活動の円滑な活動に支障のないように努めなければならない。

2 団長及び団員は、水防団又は団員の名義をもってみだりに寄付金を募り、又は他人に義務の負担をかけるような行為をしてはならない。

3 団長及び団員は、機械器具その他水防団の設備資材を職務外に使用してはならない。

(報 酬)

第 9 条 団長及び団員の報酬は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----|-----------|
| (1) 団 長 | 年額 | 101,000 円 |
| (2) 副 団 長 | 同 | 88,000 円 |
| (3) 分 団 長 | 同 | 71,000 円 |
| (4) 副分団長 | 同 | 27,000 円 |
| (5) 部 長 | 同 | 9,900 円 |
| (6) 班 長 | 同 | 6,700 円 |
| (7) 班 員 | 同 | 4,200 円 |

2 前項の報酬は、併給しない。

(報酬の支給方法)

第9条の2 報酬は、新たに団長及び団員となった者には、その日からこれを支給し、離職又は死亡した者には、その月分の全額を支給する。

2 職の異動により団長及び団員の受ける報酬に異動があった場合は、その日から新たな額の報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。

(報酬の支給期)

第10条 前条の報酬の支給期は、毎年9月及び翌年3月とする。ただし、班員の報酬については、年額を一時に支給することができる。

(費用弁償)

第11条 団長及び団員が水防に出務したときは、費用弁償として8時間 6,500 円の範囲内において、次の各号により算出した額を支給する。

- (1) 1日のうちその最初の出務に対して、4時間以内につき 4,100 円を支給する。
- (2) 勤務時間が4時間を超えるときは、その超える時間が1時間を増す毎に 600 円を加給する。

2 団長及び団員が水防訓練に従事したときは、前項の規定にかかわらず費用弁償として1回につき 6,500 円を支給する。

第12条 洪水、津波又は高潮防御のため水防作業に従事したときは、1日 1,300 円の範囲内において、次の各号により算出した額を加給する。

- (1) 1日のうちその最初の作業に対しては、2時間以内につき550円を支給する。
- (2) 作業時間が2時間を超えるときは、その超える時間が1時間を増す毎に250円を加給する。

第12条の2 洪水、津波又は高潮防御のため午後10時から翌日の午前5時までの間（以下本条中深夜という。）水防に出務したときは、1,800円の範囲内において、次の各号により算出した額を加給する。

- (1) 深夜の出務のうちその最初の2時間以内につき550円
- (2) 深夜の出務が2時間を超えるときは、その超える時間が1時間を増す毎に250円
（区防潮本部）

第13条 防潮数分団を設け有する大阪市内の区にあっては、区防潮本部を設けることができる。

- 2 前項の区防潮本部においては、所属分団の庶務、通信連絡、その他の管理事務を行う。
- 3 前項の区防潮本部には、事務費として毎年度予算の範囲内において所属分団数及び団員数に応じて算出した額を支給する。

（施行の細目）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日（昭和33年12月1日）に遡って適用する。
- 2 水防規則の規定によってした処分は、この条例の規定によってした処分とみなす。
- 3 この条例施行前の諸給与の支給については、この条例の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（昭36.3.14 条例2）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭37.3.11 条例2）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭37.4.30 条例4）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいてすでに団員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例施行の日の前日までの期間にかかる給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭37.6.26 条例9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭38.3.30 条例4）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭40.6.30 条例4）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭41.3.24 条例3）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭 42. 3.24 条例 6）

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 43. 3.29 条例 5）

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 44. 3.28 条例 4）

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 46. 3.26 条例 5）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 48. 3.24 条例 3）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 49. 3.27 条例 4）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 50. 3.19 条例 3）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 51. 3.25 条例 3）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 52. 3.28 条例 4）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 53. 3.30 条例 2）

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 55. 3.26 条例 3）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 56. 3.23 条例 3）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 59. 3.28 条例 3）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 60. 3.27 条例 5）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 62. 3.27 条例 3）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2. 3.26 条例 3）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 6. 3.30 条例 2）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 7. 3.28 条例 1）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 10. 3.20 条例 3）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3.24 条例 4）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24.12.20 条例 11）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

1. 水防団本部

区 分	定 員				
	団 長	副団長	部 長	班 員	計
淀 川 筋	1	5	4	14	35
防 潮 筋		7	4	—	

2. 淀川筋水防分団

水防区別	定 員					
	分団長	副 分 団 長	部 長	班 長	班 員	計
樟葉水防区	1	1	11	21	180	214
上牧野水防区	1	1	9	17	147	175
下牧野水防区	1	1	11	22	185	220
枚方水防区	1	1	11	21	180	214
出口水防区	1	1	5	9	78	94
木屋水防区	1	1	3	7	62	74
点野水防区	1	1	6	12	99	119
佐太水防区	1	1	6	12	100	120
八雲水防区	1	1	3	7	57	69
守口水防区	1	1	3	7	66	78
清水水防区	1	1	1	3	30	36
古市水防区	1	1	1	3	31	37
赤川水防区	1	1	3	6	55	66
毛馬水防区	1	1	2	5	50	59
豊崎水防区	1	1	3	6	55	66
中津水防区	1	1	2	5	43	52
大淀町水防区	1	1	1	2	18	23
鷺洲水防区	1	1	2	4	41	49
伝法水防区	1	1	3	6	52	63
西島水防区	1	1	3	7	62	74
計	20	20	89	182	1,591	1,902

3. 防 潮 筋

(1) 区防潮本部

区 別	定 員				
	副団長	部長	班長	班員	計
福島区防潮本部	(1)	—	4	4	8
此花区防潮本部	(1)	—	4	4	8
西区防潮本部	(1)	—	4	4	8
港区防潮本部	(1)	—	4	4	8
大正区防潮本部	(1)	—	4	4	8
浪速区防潮本部	(1)	—	4	4	8
北区防潮本部	(1)	—	4	4	8
計	(7)	—	28	28	56

(注 副団長(7)は水防団本部に属する)

(2) 防潮筋水防分団

防潮区別	定 員					
	分団長	副 団 分 長	部 長	班 長	班 員	計
福島第1防潮区	1	1	1	3	28	34
同 第2防潮区	1	1	2	3	34	41
此花第1防潮区	1	1	4	6	56	68
同 第2防潮区	1	1	1	2	23	28
同 第3防潮区	1	1	1	2	15	20
同 第4防潮区	1	1	1	2	14	19
同 第5防潮区	1	1	1	3	27	33
同 第6防潮区	1	1	3	5	55	65

防潮區別	定 員					
	分團長	副團長	部長	班長	班員	計
此花第7防潮區	1	1	8	17	159	186
同 8 防潮區	1	1	17	32	314	365
西第1防潮區	1	1	2	5	44	53
同 第2防潮區	1	1	1	2	19	24
同 第3防潮區	1	1	1	3	30	36
同 第4防潮區	1	1	2	4	43	51
同 第5防潮區	1	1	2	3	28	35
同 第6防潮區	1	1	2	4	38	46
港第1防潮區	1	1	3	6	54	65
同 第2防潮區	1	1	4	7	62	75
同 第3防潮區	1	1	2	6	58	68
同 第4防潮區	1	1	8	18	161	189
同 第5防潮區	1	1	7	16	134	159
同 第6防潮區	1	1	7	12	94	115
大正第1防潮區	1	1	6	11	96	115
同 第2防潮區	1	1	3	6	55	66
同 第3防潮區	1	1	7	16	166	191
同 第4防潮區	1	1	5	9	75	91
同 第5防潮區	1	1	8	17	150	177
同 第6防潮區	1	1	10	22	191	225
浪速第1防潮區	1	1	2	4	27	35
同 第2防潮區	1	1	2	4	32	40
北第1防潮區	1	1	3	6	54	65

防潮区別	定 員						
	分団長	副 団 長	分 長	部 長	班 長	班 員	計
北第2防潮区	1		1	2	3	23	30
同第3防潮区	1		1	1	2	18	23
同第4防潮区	1		1	2	7	62	73
同第5防潮区	1		1	2	5	51	60
計	35		35	133	273	2,490	2,966

総 計	団長	副 団長	分 団長	副分 団長	部長	班長	班員	計
		1	12	55	55	230	483	4,123